

大学情報は、 どこまで公表されているか!?

「教学」「経営」の情報公開は、
受験生の進路選択、大学の質保証に必須。

旺文社 教育情報センター 22年1月

新年を迎え、22年大学入試もいよいよ本格的な幕開けとなる。受験生は自身の学力、適性、興味・関心と、大学の発信するアドミッション・ポリシーなど、様々な大学情報とをマッチングさせ、最適と目される志望大学・学部に出願する。

ところで、大学情報は、教育研究などの「教学」に関する観点と、財務・経営などの「経営」に関する観点の両面から、社会への説明責任として法令で規定されている。大学の情報公開は、受験生にとって不可欠であるが、大学にとっても自ら情報を発信することによって、社会からの適切な評価を受け、自校の質保証にもつなげることができる。



<大学情報の現状>

○ 大学の質保証と情報公開

高等教育機関である大学は、自主的・自律的に「学位」を授与する教育研究の場である。その公的な質保証システムは、

- ① 「設置基準」: 大学設置基準による、大学としての最低基準の規定／
- ② 「設置認可審査」: 大学設置基準との整合性や設置申請の実現性、学位プログラムの継続性等の担保／
- ③ 「認証評価」: 文部科学大臣が認証した第三者評価機関による、設置後の教育研究、組織運営、施設・設備等の総合的な評価(アフターケア)／

といった、3つの要素が一体となって確保されている。

こうした大学の質保証システムを実効あるものとし、教育研究の質保証を維持・向上させるためには、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針; 入口)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針; 中身)、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針; 出口)の適切な管理、及び自己点検・評価などとともに、「情報公開」も極めて重要である。

教育研究活動の情報公開については、学校教育法(第113条)で「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする」とされ、公表が義務づけられている。

さらに、大学設置基準(第 2 条)においても「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」と、情報を積極的に提供することが規定されている。

また、大学の質保証の取組に関しては、人材養成目的の公表／授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の学生への明示(以上、大学設置基準)などのほか、大学が自ら行う自己点検・評価の公表／認証評価機関が行う評価結果(大学の総合的な機関別評価は 7 年以内ごと、専門職大学院は 5 年以内ごと)の大学への通知と一般への公表(いずれも学校教育法)などが規定されている。

加えて、国立大学法人と公立大学法人(21 年度 45 校)には、それぞれの法令で中期計画や年度計画などの公表、財務諸表、事業報告書等の一般への閲覧が規定されている。

なお、国立大学法人では国(文部科学省)の設置する国立大学法人評価委員会、公立大学法人では地方独立行政法人評価委員会あるいは各公立大学法人の評価委員会がそれぞれ 6 年間の中期目標期間における教育研究、業務運営、財務内容などを評価し(年度評価も行う)、その結果を公表している。

私立大(学校法人)についても、財産目録、収支計算書、事業報告書等を利害関係者の閲覧に供することが私立学校法で規定されている。

○ 大学情報の公表状況

大学情報の公表の取組は、「ホームページの開設」が最も多く、19 年度の開設率は国・公・私立大(放送大学含む)ともそれぞれ 100%である。

次いで、「広報誌等の発行」が 74.5%(19 年度国公立大合計に対する割合。以下、同)、「マスコミを通じた情報提供」が 66.2%などとなっている。(表 1 参照)

●大学の情報公開の19年度取組状況

(表 1)

区分	国立大	公立大	私立大	合計
ホームページの開設	87校 (100.0%)	76校 (100.0%)	579校 (100.0%)	742校 (100.0%)
大学広報誌等の発行	80校 (92.0%)	52校 (68.4%)	421校 (72.7%)	553校 (74.5%)
マスコミを通じた情報提供	78校 (89.7%)	49校 (64.5%)	364校 (62.9%)	491校 (66.2%)
その他	37校 (42.5%)	9校 (11.8%)	65校 (11.2%)	111校 (15.0%)

注. ① 調査対象大学数は、国立87校、公立76校、私立579校(放送大学含む)の合計742校。

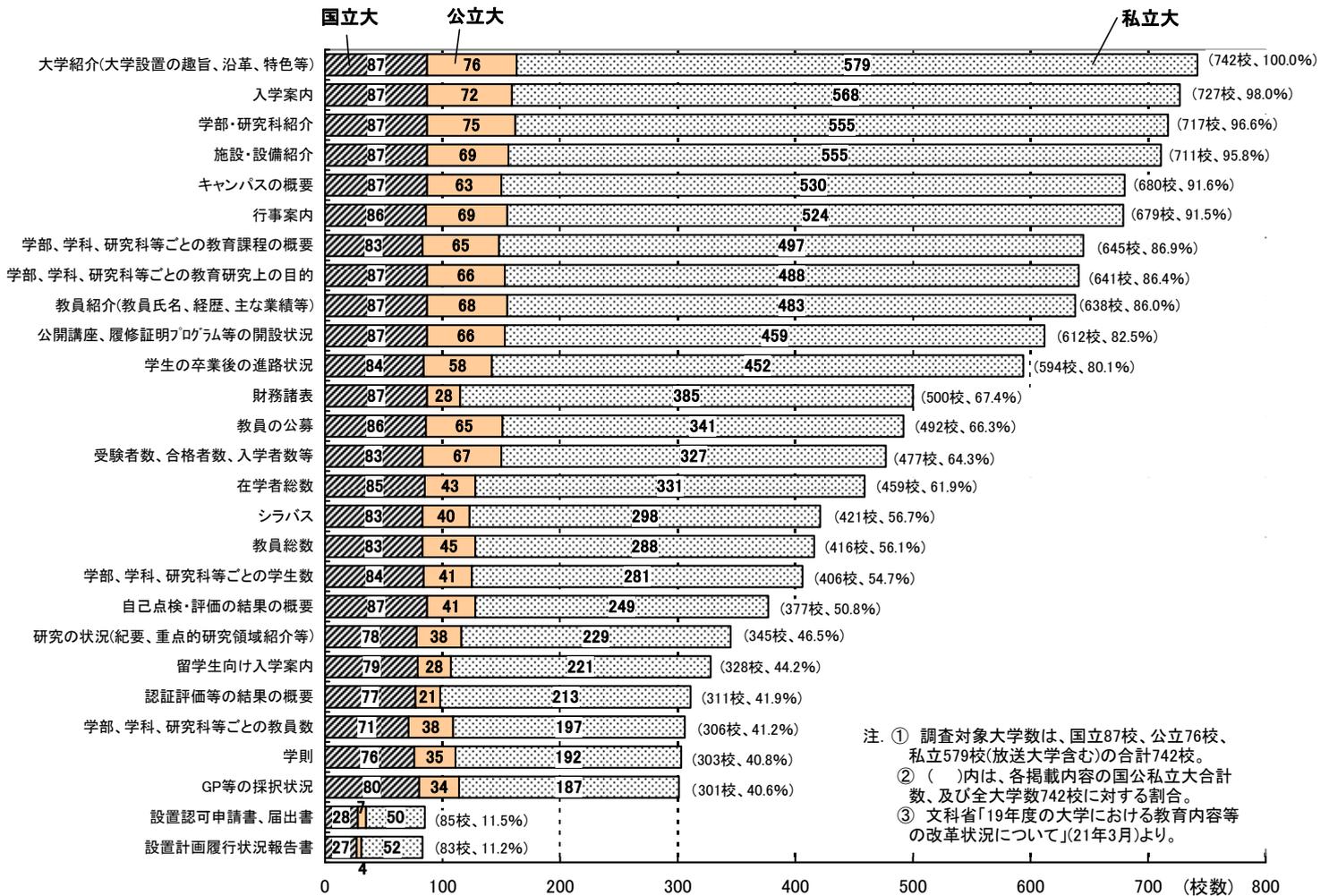
② ()内は、公開方法における、国・公・私立大別、及び全大学742校に対する割合。

③ 文科省「19年度の大学における教育内容等の改革状況について」(21年3月)より。

ホームページの具体的な掲載内容としては、「大学紹介」が 100%(19 年度国公立大合計に対する割合。以下、同)、「入学案内」98.0%、「学部・研究科紹介」96.6%、「施設・設備紹介」95.8%など、大学の PR に関する情報発信が高い公表率を示している。

その一方で、「財務諸表」67.4%、「受験者数・合格者数・入学者数等」64.3%、「シラバス」56.7%、「自己点検・評価の結果概要」50.8%、「認証評価等の結果概要」41.9%など、質保証に関わる公表率は低い。(図 1 参照)

●教育情報等に関する19年度大学「ホームページ」の主な掲載内容 (図1)



注 ① 調査対象大学数は、国立87校、公立76校、私立579校(放送大学含む)の合計742校。
 ② ()内は、各掲載内容の国公私立大合計数、及び全大学数742校に対する割合。
 ③ 文科省「19年度の大学における教育内容等の改革状況について」(21年3月)より。

○ 私立大の財務情報等の一般公開の状況

私立大では前述したように、「財産目録、収支計算書、事業報告書」(以下、「財務情報等」)を毎年度ごとに作成し、当該大学の在学者や利害関係者の閲覧に供さなければならないことが規定されている。

こうした私立大の財務情報等の“一般公開”(利害関係者の他、受験生等も含む社会一般への公表)について、20年度の状況をみてみよう。

大学を設置する学校法人(放送大学を除く)537法人のうち、500法人(93.1%)が「財務情報等」の一般公開を行っている。公開方法としては、「ホームページ」に掲載が427法人(537法人に対する割合79.5%)、「広報誌等の刊行物」に掲載が329法人(同61.3%)、「学内掲示板等」に掲載が81法人(同15.1%)となっている。(表2参照)

一般公開の内容としては、「財産目録」(概要含む。以下、同)が396法人(同73.7%)、「貸借対照表」が464法人(同86.4%)、「収支計算書」が474法人(同88.3%)、「事業報告書」が406法人(同75.6%)などである。(図2参照)

「事業報告書」は財産目録や貸借対照表等の財務書類だけでは学校法人の状況が分かりにくい場合があることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針や内容などを説明するために作成されたものである。その記載内容については、20年度の場合、法人の概要である「設置する学校・学部・学科等」が513法人(537法人に対する割合95.5%)、「学校・学部・学科等の在籍者数」が497法人(同92.6%)、「学校・学部・学科等の入学定員」が452法人(同84.2%)、「学校・学部・学科等の入学者数」が317法人(同59.0%)などとなっている。また、事業の概要である「志願者数、受験者数、合格者数等の入試に関する状況」は224法人(同41.7%)、「学生の就職・進学に関する状況」は216法人(同40.2%)と、低い公開率に留まっている。(図3参照)

●私立大学法人:財務情報等の20年度「一般公開」の状況・方法

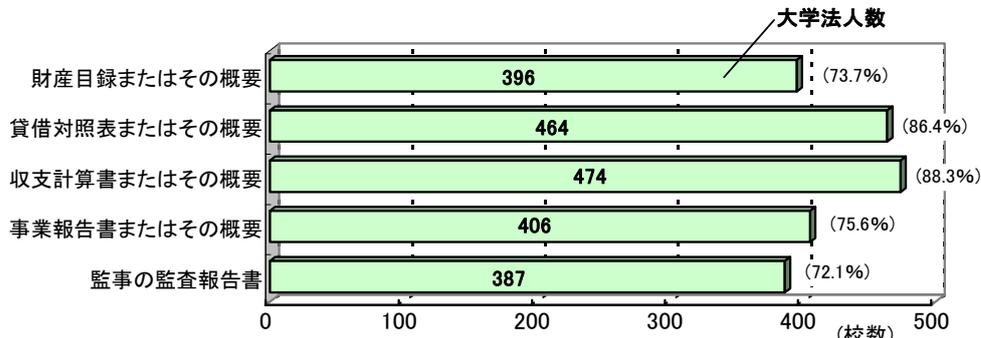
(表2)

財務情報等の一般公開を行っている法人		500法人(93.1%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	427法人(79.5%)
	広報誌等の刊行物に掲載	329法人(61.3%)
	学内掲示板等に掲載	81法人(15.1%)

注. ① 調査対象の私立大学法人は537法人(放送大学除く)。複数回答含む。
 ② ()内は、全537法人に対する割合。
 ③ 文科省「20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」(21年3月)より。

●私立大学法人:財務情報等の20年度「一般公開」の内容&状況

(図2)

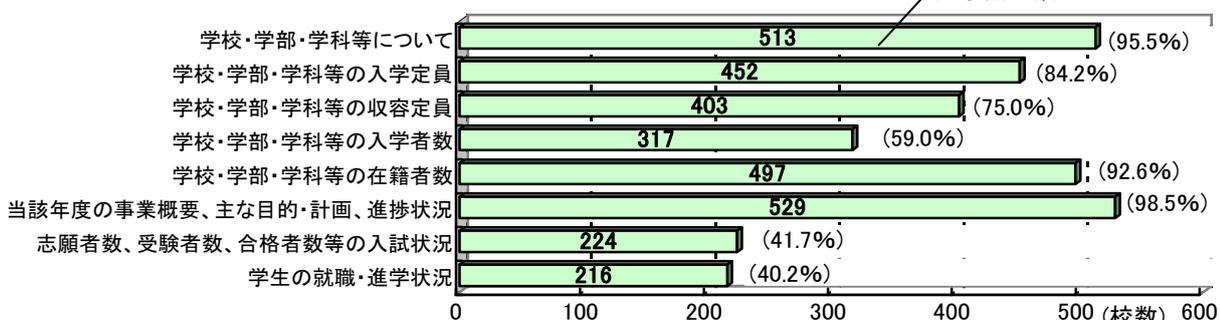


注. ① 調査対象の私立大学法人は537法人(放送大学除く)。
 ② ここでの「一般公開」は、ホームページ、広報誌等の刊行物について。複数回答を含む。
 ③ ()内は、それぞれの項目を公開している大学法人の全537大学法人に対する割合。
 ④ 文科省「20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」(21年3月)より。

●私立大学法人:20年度「事業報告書」の主な記載内容

大学法人数

(図3)



注. ① 調査対象の私立大学法人は537法人(放送大学除く)。② ()内は、それぞれの項目を記載している大学法人の全537法人に対する割合。③ 文科省「20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する結果について」(21年3月)より

＜入試情報の取組＞

○ 入試データの公表

入試の基本的な資料データである募集単位ごとの志願者数、受験者数、合格者数、入学
者数などは、受験生にとって、志望大学・学部(学科)の入試の実態を知る上で、欠かせな
い情報である。

しかし、前述の公表状況をみても、それらの情報の公表率はさほど高くない。国公立大
については『募集要項』やホームページの「入試情報」欄などでほとんどの大学は公表し
ているが、私立大については低調である。特に私立大では、入学定員充足率によって、所
謂、「入学定員割れ」の提示に結びつくような入学者数の公表を控える大学も少なくない。

◇ 国立大の入試情報開示のガイドライン

平成 13 年 4 月に「情報公開法」が施行されたことから、当時、国の行政機関でもあ
った国立大としては、入試情報の特段の開示を迫られた。これに先立ち、国立大学協会
は 11 年 6 月、国立大の入試情報の積極的開示に向けたガイドラインを策定した。これ
により、それまでの一般的な入試情報に加え、個人成績や正解・解答例などの情報につ
いても、13 年入試から開示されることになり、16 年度からの法人化以降も受け継がれ、
現在に至っている。

国立大の入試情報開示のガイドラインは、その性質と開示方法等により、次のように
「一般情報」と「個人情報」とに分けられる。

◎ 一般情報：原則として、受験生や社会一般に開示される情報である。

➤自主的・積極的に開示する情報 ①志願者数(中間集計・最終集計)・受験者数・
合格者数／②試験問題／③採点・評価基準／④合否判定基準／⑤合格最高・最低
点及び合格者の平均点等、合格者の成績。

➤問合せや求めに応じて開示する情報 ①追加合格者数／②入学者数／③入学辞退
者数／④入試実施組織。

➤開示に努める情報

正解・解答例。

◎ 個人情報：請求により、受験生本人に開示される情報である。

①試験成績(得点・評価・順位)／②調査書(一部、不開示)

国立大の入試情報の開示は、上記のようなガイドラインに則って行われており、18 年度
の場合、一般情報である「合格者の成績」の開示率は 94%(当時の国立大 83 校に対する割
合。旺文社調べ。以下、同)、個人情報である「試験成績」は 100%、「調査書」は 76%な
どとなっている。

ただ、一般情報である「正解・解答例」の開示については、例えば理数科目など、開示
することで、それがひとり歩きし、標準的な模範解答として受験生の自由な発想を束縛し
てしまう恐れがあることや、開示を前提とすることで、より安全で出題ミスが起きにくい、
単純な正解や解答例の開示がより容易であるような問題作成になる恐れなどが指摘されて
いる。そのため、「正解・解答例」の開示率は 61%に留まり、他の情報に比べ比較的低い。

また、個人に開示される情報については、個人情報保護の観点から、進路指導などにおいて、その適正な取扱いが求められている。

○ アドミッション・ポリシーの明確化

大学が発信するアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)は、受験生にとって志望大学・学部(学科)選定の目安となる。しかし、現状のアドミッション・ポリシーをみると、理念的・抽象的で、具体性に欠ける提示が多い。大学側には、「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示することが求められる。

入試科目は、大学側が受験生に提示するアドミッション・ポリシーの一つであるといえよう。そうであるならば、一部の大学で既にみられるように、出題の範囲(理数科目などにおける選択履修項目の受験指定など)や狙い、評価・判定の方法や基準なども、できる限り詳細に提示すべきである。

<中教審の議論>

前述のような大学情報の公表状況の中、中央教育審議会(以下、中教審)の大学分科会では現在、20年9月に諮問された『中長期的な大学教育の在り方について』(21年6月「第1次報告」、8月「第2次報告」)を踏まえ、教育研究に関する「教学」分野、及び財務・経営に関する「経営」分野のそれぞれの情報公開の在り方、促進策等についての審議を進めている。

中教審の大学情報の公開に関する当面の論点としては、教育情報の基本的な考え方として、①学生、保護者、社会一般に対し説明責任を果たす／②受験生等への教育状況の積極的な公表・発信を通じて教育力の向上を図る／③海外からの留学生等に教育情報を発信し、国際競争力の向上を図る、の3点が挙げられている。

そして、この基本的な考え方に基づけば、大学としては、「何を学ぶことができるのか」(教育の目標、教育の内容、教育の成果)、「どのような学生が学んでいるのか」(学生の実態)などの情報発信が必要であるという。例えば、公表されるべき学生の実態については、

- ・ 募集単位や入試方法ごとの入学者情報＝入学に関する基本的な方針、受験者数、合格者数、入学者数、入学定員、編入学定員／
- ・ 学部・研究科ごとの在学者情報＝在学者数、収容定員／
- ・ 卒業者情報＝就職率、進学率、卒業後の進路(就職分野)、卒業率、中退率／

などの項目を挙げている。



<大学の情報公開の在り方>

大学情報の公表については、前述したような様々な規定があるにもかかわらず、必ずしも十分に行われているとはいえない。こうした背景として、自校の弱み、強みも含め、可能な限り広範で詳細な情報を外部に発信し、外部からの適切な評価や支援などによって、教育研究の向上や財務状況の健全化を図っていくという考え方が不足していることなどが

挙げられる。

大学にとって当座は弱みとなりかねないような情報でも敢えて公表し、外部の多様な評価や指導・助言、支援を受けることによって、教学や経営の P-D-C-A サイクルに活かし、教育研究の質保証の維持・向上や経営・財務の改革につなげていくことが大事だ。

○ 敢えて“定員割れを公表”した私立大の取組

私立大の「入学定員割れ」割合が、わずか3年ほどの間で10%程度から30%程度に急増した平成10年代前半、或る小規模な私立文系の単科大では、学長が敢えて「定員充足状況とその対策」（定員割れ対策）と題する年度報告を公表した。

自校の教育理念や教育目標を訴える中で、通学の利便性、初年度納入金の値下げや奨学金制度の紹介、少人数制教育や就職指導の充実、学校インターンシップ(小・中学校での教員補助)、国内ホームステイ制度(国内の外国人家庭でのホームステイ)などの取組を紹介し、受験生や保護者らの理解と関係者の協力と支援を仰いだ。

それから7年ほど経過した現在、私立大の47%が入学定員割れ状態の中で、当大学も相変わらず厳しい状況に置かれていることに変わりなく、学生の確保に向け、学科改組や定員削減などの改革に不断に取り組んでいる。

○ 情報公開の“社会的責務”と“評価・支援”

大学は国・公・私立を問わず、いずれも公共的な機関であり、社会の公器である。そのため、大学が社会一般に大学情報を公表することは、“社会的責務”でもある。

情報を公開するに当たっては、提示された情報が分かりやすく、他との比較(評価)も行いやすいような体制づくりが必要である。同じ項目の情報でも、公表する側(大学側)で内容の捉え方や集計方法などが異なれば、情報の価値は活かされない。また、グローバル化の進展に伴い、大学間(学生どうし)の交流も国内に限らず、国際的な広がりを示している。

そうした状況の下では、分かりやすく、活用しやすい情報提供のための統一的なデータベース化の構築などが求められる。

ただ、大学の機能別分化が進み、大学の特色や個性がより一層打ち出されていくとすれば、どこまで統一的な情報提供が可能なのか、今後の課題でもある。

他方、公表された情報を受け取る側にも、意識改革が求められる。特に、データ類の情報については、単に“ランキング”(序列化)としてみてしまう場合も少なくない。情報の受け手は、大学の機能別分化や各大学の特色・個性を踏まえつつ、公表された情報を複数の大学間で相互に比較・分析したり、あるいは目標基準に対する到達度を分析したりすることによって、大学を適切に“評価し、支援する”ことが大事だ。

つまり、大学の社会一般への情報公開は、大学の抱える課題を社会と共有することになり、結果、社会からの理解と支援を得て、大学の質保証や経営の健全化につながる。

(2010. 01. 大塚)